

(案)

令和2年(2020年) 月 日

札幌市長 秋元 克広 様

札幌市環境影響評価審議会  
会長

(仮称)石狩湾洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について (答申)

令和2年7月14日付け札幌対第50564号にて当審議会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり結論を得たので答申する。

## 記

本事業では石狩湾洋上の限られた区域に最大で高さ310mに到達する巨大な風力発電機が列をなし多数(最大200基)建設されることにより、石狩湾を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の更なる検討に当たっては、次に掲げる事項について検討を加え、本事業による環境影響を極力回避又は低減すること。また、検討結果を方法書以降の手續に反映させること。

### 1 総論

#### (1) 図書作成に当たっての全般的な留意事項について

記載されている図表等において、文献その他の資料等を引用している場合は、その出典根拠等を全て明記するとともに、引用元となる資料等の内容を正確に記載すること。また、使用している用語について、同一の意味をなすものにあつてはその統一を図ること。

#### (2) 累積的影響について

当該事業実施想定区域の周辺には、他事業者による風力発電事業が稼動中又は環境影響評価手続中であるため、これら他事業と本事業に伴う累積的影響が懸念される。

このため、特に先行事業に対する累積的影響については、可能な範囲において情報等の収集に努めた上で、予測及び評価を行うこと。

(3) 事業実施区域の設定について

本配慮書では、事業計画の熟度等の関係から事業実施想定区域を大きく設定しているが、方法書以降の手續においては事業計画の熟度を高めるとともに、風力発電機の配置等を慎重に検討した上で事業実施区域を設定すること。

2 各論

(1) 景観に対する影響について

ア 主要眺望点や人々が自然環境とのふれあいで使う場所からの景観に配慮し、眺望景観への影響を適切に予測するとともに、その結果を示すこと。

イ 風力発電施設の見え方の大小については、景観への影響を決める一つの要素にすぎないことに留意しつつ、地域を特徴づける自然、文化、歴史などその地域における景観の特徴を幅広く捉えた上で予測及び評価を行うこと。

また、予測及び評価に際しては、主要な眺望地点の抽出や、視認可能性がある地点の眺望特性の把握、さらには支障の程度の確認の方法について、風力発電施設に特化した形で詳らかにしている既存の指針や最新知見等を適切に活用すること。